令和7年度静岡市職員(看護職員)採用選考案内

1 選考職種・受験資格・募集人員

| 選考職種 | 受 験 資 格 | 募集人員 |
|------------|--|-------|
| 看護師 助産師 | 昭和39年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1)看護師(助産師)免許を有する人 (2)令和8年3月31日までに行われる国家試験により、看護師(助 産師)免許を取得する見込みの人 | 30人程度 |

ただし、次のうちいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の目から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (注) 日本国籍を有しない人で就職を制限されている在留資格の人は採用されません。

2 申込受付期間及び提出書類

| 申込受付期間 | 令和7年11月25日(火)から令和7年12月19日(金)まで 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は除きます。) ※郵送で申込みの場合は、令和7年12月19日(金)必着 (消印有効でけありません。) | |
|--------|--|--|
| 提出書類 | (消印有効ではありません。) ① 採用選考受験申込書(別添) ② 返信用封筒(長形3号 23.5 cm×12 cm) 2通 110円切手を貼り、受験者本人に届くように郵便番号、住所及び氏名明記してください。 ※この封筒は、受験票及び選考結果の送付に使用しますので、申込書出の際の郵送用には使用しないでください。 ③ 看護師(助産師)免許証又は登録済証明書の写し(有資格者のみ。) | |

- (注) 1. 採用選考受験申込書は必ず本人が記入してください。
 - 2. 書類の提出は、清水病院 病院経営企画課宛てに郵送又は直接提出してください。
 - 3. 採用選考受験申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用選考以外の目的には一切使用しません。また、提出された書類は返却いたしません。

3 受験票の発送

令和7年12月22日(月)までに発送する予定です。

※令和7年12月25日(木)までに受験票が到着しない場合は、清水病院病院経営企画課までお問い合わせください。

4 選考の実施

(1) 選考科目

| 科 | 目 | 内 容 |
|------|---|--|
| 適性検査 | | 社会性、職業生活への適応性等についての検査 ※適性検査は面接選考の参考とします |
| 面 | 接 | 主として人物、識見等についての個別面接試験 |

(2) 選考日

①令和7年12月27日(土)

集 合 午前 8時50分

適性検査 午前 9時00分から

面 接 午前 9時30分から

※詳細な時間は受験票に記載いたします。

(3) 会 場

静岡市立清水病院 研修棟2階 講堂(選考会場案内参照) 新館3階 会議室、看護科研修室(選考会場案内参照)

※選考会場等が変更になる場合は、受験票返送時に指定します。

(4) 合格発表

2月上旬までに合否にかかわらず通知します。

5 勤務場所

静岡市清水区宮加三1231番地 静岡市立清水病院

※敷地内禁煙です

6 採用時期

合格者の採用時期は、令和8年4月1日以降、順次採用する予定です。

また、合格者の他に補欠合格者を決定して欠員の状況により繰上合格とする場合があります。 これに該当することとなった場合には、令和8年3月31日までに通知します。

ただし、受験資格 (2) の人で、令和8年3月31日までに行われる国家試験に合格できなかった場合には採用されません。

7 給与及び手当等

令和7年度の新卒(3年制卒)本採用時の給料は、約30万3千円(地域手当含む。令和7年4月1日現在)で、この他に期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等を支給します。

※新卒(3年制卒)本採用時の給与例(勤務日数20日内夜勤4回の場合)

基本給(235,600円)+調整額(基本給の4.5%)+地域手当(給料、扶養手当の7%)+

夜間看護手当(夜勤1回につき7,600円×月4日)+病院勤務手当(出勤1日につき480円×月20日)

上記の他に、6月及び12月に年間合計で基本給等の4.60か月分(採用1年目については異なる場合があります)の期末・勤勉手当が支給されます。

(注) 採用時の経験年数及び所属の状況等により差が生じる場合があります。また、条例、規則 の改正等により金額等が変更になる場合があります。

8 日本国籍を有しない人の職員としての任用について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍を 必要とするという公務員に関する基本原則に基づき、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を 伴わず、かつ公の意思形成に参画しない職に任用されます。

(1) 「公権力の行使」とは 住民の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行 為など、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為

(2) 「公の意思の形成への参画」とは 地方公共団体の活動について、その企画、立案、決定等に関与すること。 (主として決裁権を有する課長級以上の職員が行うものが該当)

9 その他

静岡市立清水病院は、今後、地方独立行政法人へ移行する可能性があります。

10 問合せ及び送付先

T424-8636

静岡市清水区宮加三 $1\ 2\ 3\ 1$ 番地 静岡市立清水病院 病院経営企画課 職員係 (TEL $0\ 5\ 4\ -3\ 3\ 6\ -1\ 1\ 1\ 1$)

選 考 会 場 案 内(清水病院)

会場: 静岡市立清水病院 静岡市清水区宮加三1231 (☎054−336−1111)

交 通: JR清水駅より約5.5km タクシー20分・バス30分(静岡市立清水病院 下車)

静岡鉄道新清水駅より約4.5km タクシー15分・バス25分 (静岡市立清水病院 下車)

